

わたぼうし居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 事業者について

| | |
|-------|---------------|
| 事業者名称 | 医療法人 美甘会 |
| 理事長 | 竹内義明 |
| 所在地 | 岡山県真庭市本郷 1819 |
| 連絡先 | 0867-44-3161 |

2 事業所について

| | |
|-------|-----------------|
| 事業所名称 | わたぼうし居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 岡山県真庭市本郷 1825-6 |
| 連絡先 | 0867-44-5521 |

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

わたぼうし居宅介護支援事業所は、介護保険の理念に基づき利用者が有する能力に応じた生活が送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとします。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるための配慮に努めます。

4 職員の職種、人数、及び職務内容

| | |
|---------|---|
| 管理者 | 1名（介護支援専門員と兼務） 管理者は事業所を代表し、業務の総括の任にあたります |
| 介護支援専門員 | 2名以上 |

利用者の人権を守ることを基本理念としサービス計画作成の際は利用者、及び家族の主体性を尊重するとともに介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を本人・家族の同意のもとに作成します。

5 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。
職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。

6 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。
その場合、変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。
当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

7 通常の事業実施地域：真庭市旧勝山町内

8 営業日及び営業時間

| | |
|------|---|
| 営業日 | 毎週月曜日から土曜日（土曜日は午前中） 国民の祝日は除く 年末年始特別休暇は12月30日～1月3日まで |
| 営業時間 | 午前9時から午後5時30分 利用者及び家族の都合に応じます |
| その他 | 営業日及び営業時間以外は電話などにより24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします |

9 サービスの提供方法、内容

該当地区における指定居宅サービス事業者などの名簿、サービス内容、利用料の情報を提供します。特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に行い、利用者または家族がサービスを選択できるように支援します。

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、利用者または家族が介護保険施設への入院または入所を希望する場合は介護保険施設又はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を求める等をして施設への紹介その他の便宜の提供をおこないます。

10 居宅介護サービス計画作成費

居宅介護サービス計画作成費の利用者負担は通常の場合ありません。
また、介護報酬上の加算（別紙参照）を算定する場合がありますが利用者その家族から通常の場合費用負担はありません。

11 その他の費用

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった時は、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については、利用者の同意を得てから通常の事業の実施地域を越えた地点からの往復4km～10kmまで600円（1km増す

ごとに 50 円加算) の実費支払を受けます。

12 秘密の保持

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は業務上知り得た利用者及び家族の秘密保持の義務を退職後においても守ります。

13 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し保管いたします。

14 医療機関に入院する場合のお願い

あなたが病院又は診療所に入院する場合には、あなたの居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、あなたが退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながるので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。(入院時の 5 つのお願い文書をお渡しします)

15 その他運営に関する事項

① 「高齢者虐待防止」「感染症及びまん延の防止のための措置」のための担当者を選任し、指針の策定・定期的な委員会の開催・研修・訓練等実施し、資質の向上を図っていきます。

② 「身体拘束等の適正化」

事業所は、利用者または他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。緊急やむを得ない場合は、指針に基づき事業所全体で判断し理由等記録をします。

③ 「事業継続計画」の策定

感染症や災害等が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

④ 「ハラスメント対策」

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また利用者が事業者の職員に対して行う、郷元・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16 緊急時連絡先

| | |
|----------------|--------------|
| わたぼうし居宅介護支援事業所 | 0867-44-5521 |
|----------------|--------------|

17 苦情処理について

指定居宅介護支援についての苦情の場合は苦情に係る問題点を把握の上、対策を検討し、必要に応じて速やかに対応します。

苦情相談窓口

| | |
|------------------|--|
| ① わたぼうし居宅介護支援事業所 | 担当：浦島紀子 電話：0867-44-5521 月曜日～土曜日 9：00～17：30 |
| ② 真庭市健康福祉部高齢者支援課 | 電話：0867-42-1074 月曜日～金曜日 9：00～17：30 |
| ③ 国民健康保健団体連合会 | 電話：086-223-8811 月曜日～金曜日 8：30～17：15 |